

令和8年度高知県女性活躍推進事業のモデル事業者候補の公募に係る審査要領

令和8年度高知県女性活躍推進事業のモデル事業者候補の公募に係る審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和8年度高知県女性活躍推進事業のモデル事業者候補の公募に係る審査会実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点(審査員1人当たり100点×5名)とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。評価基準等について別紙「審査基準」を参照して下さい。

- (1) 定置網漁業の操業実績があるか(20点)
- (2) 女性主体の定置網を操業できる経営状況か(20点)
- (3) 漁業現場で女性を雇用しているか、又は雇用した実績があるか(10点)
- (4) 正規雇用として女性を雇用する計画があるか(20点)
- (5) 新たな定置網を操業する漁場の計画があり、地元漁協等との調整が進んでいるか(20点)
- (6) 女性が活躍する現場のPRに協力することができるか(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき審査委員による書類会を開催します。

- (1) 日程、場所(予定)

日時：令和8年5月 開催予定

会場：高知県水産振興部プロジェクトルーム(オンライン併用)

高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

4 審査の方法

- (1) 審査会では、提出された応募書類の内容について、別に定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (2) すべての審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計し、得点の高い者から準に事業者を選定します。(なお、総合点数の60%以上を獲得していることを要する。)
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査会で協議のうえ、優先順位を決定する。

附則

この要領は令和8年4月9日から施行する。

別紙

令和8年度高知県女性活躍推進事業のモデル事業者候補の公募に係る審査基準

	審査項目	審査の視点	配点
1	現在の経営状況	・ 定置網漁業の操業実績があるか	20
		・ 女性主体の定置網を操業できる経営状況か	20
2	女性の働きやすさ	・ 漁業現場で女性を雇用しているか、又は雇用した実績があるか	10
3	事業計画	・ 正規雇用として女性を雇用する計画があるか	20
		・ 新たな定置網を操業する漁場の計画があり、地元との協議を実施しているか	20
		・ 女性が活躍する現場のPRに協力することができるか	10
		合計	100